

TRUDELL MEDICAL INTERNATIONAL INC. v. D R BURTON HEALTHCARE, LLC事件、上訴番号2023-1777および2023-1779(CAFC、2025年2月7日)。Moore裁判官、Chen裁判官、Stoll裁判官による審理。ノースカロライナ州東部地区地方裁判所(Boyle裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Trudell社は、D R Burton社(以下「Burton社」)の製品がTrudell社所有の特許を侵害しているとしてBurton社を提訴した。正式事実審理(trial)中、Burton社は、クレームの無効性と同社製品による非侵害を主張する専門家の証言を提示した。陪審員は、これらのクレームは法的効力を有するものであり侵害はしていないと判断した。Burton社の弁護の重要なポイントは、証拠開示の終了から3週間後に提出された非侵害に関する専門家報告書であった。Trudell社は、侵害に関する法的判断(JMOL)もしくは再審(new trial)を求めたが、どちらの請求も棄却された。その後、Trudell社はCAFCに上訴し、地方裁判所が専門家の証言を認め、JMOLと再審請求を棄却したことは裁量権の濫用であると主張した。

争点/判決:

専門家の証言の受理は適切であったか。否、原判決は覆された。JMOLの棄却は適切であったか。然り、原判決は確認維持された。再審請求の棄却は適切であったか。否、原判決は覆された。

審理内容:

Trudell社は、Burton社が専門家報告書を適時に提出しなかったため、専門家の証言は除外されるべきだったと主張した。CAFCもこれに同意し、連邦民事訴訟規則第26条では、当事者は正式事実審理(trial)で使用するために専門家の証言を適時に開示する必要があり、開示には書面による報告書を添付しなければならないと判決を下した。この規則第26条の例外として、適時に開示しないことは「実質的に正当化されるものであるか、もしくは無害(substantially justified or harmless)」である必要がある。Burton社の専門家であるコリンズ博士は、証拠開示の終了から3週間後に専門家報告書を提出した。従って、Trudell社にはデポジションにおいてコリンズ博士の証言を聞くことができなかった。また、コリンズ博士の証言は同博士の宣言書の範囲を超えていた。その結果、CAFCは、コリンズ博士の専門家報告書が遅れて提出されたことは正当化されるものでも無害でもない判断し、従ってこの遅れて提出されたことは規則第26条に準拠していないと判断した。さらに、専門家報告書は裁判所のクレーム解釈と一致していなかった。

それにもかかわらず、CAFCはJMOLの棄却を支持した。証言が認められなかったとしても、陪審員には「Trudell社は侵害を証明する積極的責任を果たさなかった(Trudell failed to meet its affirmative burden to prove infringement)」と判断する自由があるとCAFCは判断した。しかし、CAFCは、専門家報告書の争点についてデポジションにてコリンズ博士の証言を聞く機会が与えられなかったというTrudell社の主張に説得力があると判断したため、コリンズ博士の証言が時期尚早で有害かつ不利益な形で認められたことは、侵害に関する再審に値するものであると判断した。

最後に、CAFCは、正式事実審理(trial)中で裁判官がこの審理は特定の日付までに終了しなければならないと主張する発言を何度も行ったため、差し戻しの際には新しい裁判官を本件に任命する必要があるとさらに判断した。CAFCは、裁判官の発言は「問題に関して公正な裁判を行う意図がなかったことを示している(indicate that he did not intend to manage a fair trial with respect to the issues)」とした。